国土交通省

令和8年度 被害者保護増進等事業費補助金

7/31
申請受付開始

自動車運送業のみなさまの健康起因事故を防止するため、

ドライバーの

スクリーニング検査の支援を開始します

支援対象

- 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査に係る経費
- 脳MRI検診（頭部MRI検査、MRA検査）に係る経費
- 心臓超音波検査、心臓MRI、冠動脈CT、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査）に係る経費
- 眼科検査（検診内容に視力検査、眼底検査、眼圧検査の全てを含むものに限る）に係る経費

※健康保険適用外として実施されるものに限る。

補助対象事業者

- **自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者)**

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者

- 検査対象者 **バス** **タクシー** **トラック** のドライバーのみ

- 申し込みから交付までの流れ

交付決定

スクリーニング検査の予約・受診 → 検査費用明細書・領収書の用意 → 提出必須資料を全て用意し、交付申請 → 額の確定後、請求書を提出 → 補助金受領

検査申込兼委任状をご用意ください

検査人数を申告し、審査が開始

検査費用明細書、領収書、アンケートを提出

その他支援策に関する概要は裏面をご覧ください ▶▶▶

令和8年度 被害者保護増進等事業費補助金 補助金サイトはこちら →

03-4446-4346 受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

本事業は国土交通省に採択され、同省監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。

国土交通省

令和8年度 被害者保護増進等事業費補助金

自動車運送事業者の安全対策補助金

Ⅰ．自動車運送事業の安全総合対策事業

申請受付期間　令和8年7月31日(金)10時～令和9年1月29日(金)17時

※予算の執行状況に応じ、申請受付期間内であっても、受付を終了する場合がございます。

支援策名	補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額(補助率) ※1事業者あたり
運行管理の高度化に対する支援	自動車運送事業者 リース事業者	以下の機器を導入する事業に要する経費 ❶デジタル式運行管理記録計 ❷映像記録型ドライブレコーダー ❸デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付き一体型を含む） ※機器ごとに上限金額あり	80万円(1/3) ※条件により補助上限額120万円となる場合や補助率1/2となる場合がございます。 詳細はHPにてご確認ください。
過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援	自動車運送事業者 リース事業者	以下の機器を導入する事業に要する経費 ❶ITを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器） ❷遠隔点呼機器 ❸自動点呼機器 ❹運行中における運転手の疲労状態を測定する機器 ❺休息期間における運転手の睡眠状態等を測定する機器 ❻運行中の運行管理機器 ※一部機器ごとに上限金額あり	80万円(1/2)
健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援	自動車運送事業者	以下の検査を事業用自動車の運転手に実施する事業に要する経費 ❶睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査 ❷脳MRI検診（頭部MRI検査、MRA検査） ❸心臓超音波検査、心臓MRI、冠動脈CT、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査） ❹眼科検査（検診内容に視力検査、眼底検査、眼圧検査の全てを含むものに限る）	50万円(1/2)

申請受付期間　令和8年7月31日(金)10時～令和8年12月25日(金)17時

※予算の執行状況に応じ、申請受付期間内であっても、受付を終了する場合がございます。

支援策名	補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額(補助率) ※1事業者あたり
社内安全教育の実施に対する支援	自動車運送事業者	以下の外部教育を導入する事業に要する経費 ❶事故防止コンサルティングの活用事業 ❷貸切バス運転者の研修事業	▼❶の場合 100万円(1/3) ▼❷の場合 50万円(1/2)

補助対象期間※支援策共通　令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援に関する詳細は裏面をご覧ください▶▶▶